

## 今回のテーマ：年金の繰り上げ請求すると得になった！？

Q. 年金を60歳に繰り上げてもらう場合等に、以前より有利になったと聞きました。どういふことでしょうか？

A. ご質問は、「繰り上げ受給の減額率の見直し」のことだと思われます。繰り上げ受給をした場合の減額率が、1月あたり0.5%から0.4%に変更されました。例えば、以前は65歳から支給される老齢基礎年金を60歳に繰り上げて支給すると、 $0.5\% \times 5\text{年}(60\text{ヶ月}) = \blacktriangle 30\%$ の減額でしたが、今後は $0.4\% \times 5\text{年}(60\text{ヶ月}) = \blacktriangle 24\%$ の減額と減額幅が小さくなりました。例えば、65歳から年金が100万円支給される人が、60歳に繰り上げると、以前なら70万円(30%減額)だったのが、76万円(24%減額)支給されるという事になります。ただし、これは令和4年3月31日時点で、60歳に達していない方(昭和37年4月2日以降生まれの方)が対象となります。

また、注意点があります。

・老齢年金を繰り上げ請求すると、生涯にわたり減額された年金を受給することになります。65歳になると元の金額に戻るなどと言うことはありません。老齢年金を繰り上げ請求した後は、繰り上げ請求を取消することはできません。

・繰り上げ請求した日以後は、事後重症などによる障害基礎(厚生)年金を請求することができません。治療中の病気や持病がある方は注意してください。

繰り上げのリスクもあるのでしっかり判断して行ってください！

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問  
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和  
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205  
湖東ビル 2階 2-2号室  
TEL 077-518-1960  
FAX 077-586-7481  
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp  
HP <http://www.office-kojitani.com/>



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### 執筆者プロフィール

滋賀県内外約500社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

**労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！**